

**<令和6年度介護保険制度改正>**  
**介護サービス事業者・介護保険施設に係る**  
**指定基準の改正の概要**  
**(県所管分)**

1

宮城県長寿社会政策課運営指導班

サービス種別	項目	スライド番号
全サービス共通	「書面掲示」規制の見直し	4
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・ 通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院	管理者の兼務範囲の明確化	5
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・ 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・ 通所介護・通所リハビリテーション・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	身体的拘束等の適正化の推進	6
訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション	入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化	7・8
訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション (介護老人保健施設・介護医療院)	リハビリテーション事業所に係るみなし指定	9・10
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導に係る経過措置期間の延長	11
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案	12
福祉用具貸与	貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化	13
	モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への報告	
	選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討	
特定福祉用具販売	選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認	14
	選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス	

サービス種別	項目	スライド番号
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護・ 特定施設入居者生活介護・ 介護老人福祉施設・ 介護老人保健施設・ 介護医療院	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け	15
ユニット型短期入所生活介護・ ユニット型短期入所療養介護・ ユニット型介護老人福祉施設・ ユニット型介護老人保健施設・ ユニット型介護医療院	ユニットケアの質の向上のための体制の確保	16
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護	身体的拘束等の適正化の推進	17
特定施設入居者生活介護	生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化	18
	口腔衛生管理の強化	19
	協力医療機関との連携体制の構築	20
	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	21
介護老人福祉施設・ 介護老人保健施設・ 介護医療院	協力医療機関との連携体制の構築	22
	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	23
介護老人福祉施設	緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け	24
介護老人福祉施設 (短期入所生活介護・通所介護)	小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和	25

# 全サービス共通

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めていた事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載することを令和7年度から義務付け。

**訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・  
通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・  
福祉用具貸与・特定福祉用具販売・  
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院**

※介護予防サービスについても同様

### ▶ 管理者の兼務範囲の明確化

(施行日) 令和6年6月1日施行：訪問看護

令和6年4月1日施行：訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・

短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・

福祉用具貸与・特定福祉用具販売・

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化。

**訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・  
居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・  
福祉用具貸与・特定福祉用具販売**

※介護予防サービスについても同様

▶ **身体的拘束等の適正化の推進**

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(施行日)

令和6年6月1日施行：訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション

令和6年4月1日施行：訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売

# 訪問リハビリテーション

※介護予防サービスについても同様

- ▶ 入院中に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化  
(施行日：令和6年6月1日)

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連續的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することを義務付ける。

# 通所リハビリテーション

※介護予防サービスについても同様

- ▶ 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化  
(施行日：令和6年6月1日)

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連續的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定通所リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することを義務付ける。

# 訪問リハビリテーション (介護老人保健施設・介護医療院)

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定

(施行日：令和6年6月1日)

訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

# 通所リハビリテーション (介護老人保健施設・介護医療院)

※介護予防サービスについても同様

- ▶ 通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定の見直し  
(施行日：令和6年6月1日)

訪問リハビリテーションの見直しに伴い、介護保険法第72条第1項の規定による通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院についても同様に、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

# 居宅療養管理指導

※介護予防サービスについても同様

## ► 居宅療養管理指導に係る経過措置期間の延長（※R3改正省令の一部改正）

- ・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設定等の高齢者虐待防止のための措置の実施状況や更なる周知の必要性を踏まえ、当該取組の義務付けの経過措置期間（努力義務）を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。
- ・感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練（シミュレーション）の実施等の義務付けの経過措置期間（努力義務）を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。

# 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案

- ・福祉用具の一部の貸与種目・種類について、特定福祉用具販売の対象に加えることとしているところ、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（「選択制の対象福祉用具」）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。
- ・利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。

# 福祉用具貸与

## ▶ 貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加。

※介護予防サービスについても同様

## ▶ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への報告

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与について、介護予防福祉用具貸与と同様に、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告することを義務付け。

## ▶ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付け。

※介護予防サービスについても同様

# 特定福祉用具販売

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付け。

## ▶ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

## 短期入所生活介護・短期入所療養介護・

特定施設入居者生活介護・

※介護予防サービスについても同様

## 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

- ▶ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（経過措置期間・努力義務：3年）

## ユニット型短期入所生活介護・ユニット型短期入所療養介護・

※介護予防サービスについても同様

## ユニット型介護老人福祉施設・ユニット型介護老人保健施設・ ユニット型介護医療院

### ▶ ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

# 短期入所生活介護・短期入所療養介護

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。（経過措置期間・努力義務：1年）

# 特定施設入居者生活介護

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3（要支援者の場合は 10）又はその端数を増すごとに 1 以上であること」を「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3（要支援者の場合は 10）又はその端数を増すごとに 0.9 以上であること」とすることとする。

# 特定施設入居者生活介護

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 口腔衛生管理の強化

全ての指定特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。

(経過措置期間・努力義務：3年)

# 特定施設入居者生活介護

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- ・協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
  - i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体（保健福祉事務所）に提出しなければならないこととする。
- ・利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

# 特定施設入居者生活介護

※介護予防サービスについても同様

## ▶ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関（※）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

（※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項）

# 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ 介護医療院

## ▶ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- ・以下の要件を満たす協力医療機関（iiiの要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。）。

（経過措置期間・努力義務：3年）

- i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、知事（長寿社会政策課）に提出しなければならないこととする。
  - ・入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

# 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ 介護医療院

## ▶ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

# 介護老人福祉施設

## ▶ 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。

# 介護老人福祉施設 (短期入所生活介護・通所介護)

## ▶ 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和

離島や過疎地域に所在する小規模介護老人福祉施設における効率的な人員配置を可能とする観点から、以下の見直しを行う。

- ・離島、過疎地域に所在する定員 30 名の指定介護老人福祉施設に指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（「指定短期入所生活介護事業所等」）が併設される場合において、当該指定短期生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこととする。

- ・離島、過疎地域に所在する定員 30 名の指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合において、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこととする。